

部局名	教育委員会	所属名	学務課	所属長名	小林 伸夫	電 話	481-0302
-----	-------	-----	-----	------	-------	-----	----------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3412		事務事業名称	就学生徒援助事業					短縮コード	経常	3412	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	10	教育費	項	03	中学校費	目	02	教育振興費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等	教育基本法 学校教育法 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 特別支援学校への就学奨励に関する法律							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
憲法第26条・教育基本法第4条の「教育の機会均等」の理念，および学校教育法第19条に定める市の実施義務規定に基づき，該当生徒の保護者（受給希望者）に対して，家庭状況調査を実施し，認定（決定）された生徒の保護者に学用品費等を支給し扶助することにより就学の援助を図る。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	6本の柱（章）	02	第2章教育文化都市をめざして					
不況に伴う雇用状況等の悪化や母子家庭の増加などにより、経済的弱者（当該事業の該当者）は増加してきている。今後も社会状況が好転しないかぎり増加していくものと考えられる。						大項目（節）	01	第1節教育					
						中 項 目	02	2. 義務教育					
						小 項 目	01	(1)教育環境の整備					
						細 項 目	02	②施設・設備の整備					
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		平成23年4月 ～ 平成24年3月		計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	経済的理由によって就学困難と認められる生徒（要保護及び準要保護生徒・特別支援学級に就学している生徒）						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成23年度に実際に行ったこと： 国及び市の関係法令等に基づき、該当生徒の保護者（受給希望者）に対して、家庭状況調査を実施し認定（決定）をした。 認定（決定）された生徒の保護者に学用品費等を支給し扶助した。						
	※平成24年度に計画していること： 平成23年度に同じ						
意図 （何を狙っているのか）	生徒を就学させることに伴う保護者の経済的不安を軽減すること、及び特別支援教育の普及奨励を図る。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	22年度	23年度		24年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	要保護及び準要保護認定生徒数（要保護は3年生のみ）	人	295	315	292	315
	指標2	特別支援教育就学奨励費支弁区分決定生徒数	人	26	40	31	40
	指標3						
活動指標	指標1	各種扶助を受けた生徒数	人	321	355	318	355
	指標2						
	指標3						
成果指標	指標1	交付率	%	100	100	100	100
	指標2						
	指標3						
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード		3412	事務事業名称	就学生徒援助事業			所属名	学務課
			単位	2 2 年度	2 3 年度		2 4 年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	1, 024	1, 820	1, 093	1, 820	
		県	千円	0	0	220	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	16, 004	18, 489	15, 761	18, 489	
		その他	千円	0	0	0	0	
	主な事業費の内訳			要保護及び準要保護生徒援助費 295名15, 414千円 特別支援就学援助費 26名 1, 614千円	要保護及び準要保護生徒援助費 315名17, 900千円 特別支援就学援助費 40名 2, 409千円	要保護及び準要保護生徒援助費 287名15, 045千円 特別支援教育就学奨励費 31名2, 030千円	要保護及び準要保護生徒援助費 315名17, 900千円 特別支援教育就学奨励費 40名2, 409千円	
	人件費 (B)			千円	4, 504. 8	4, 461. 4	4, 520. 2	
トータルコスト (A) + (B)			千円	21, 532. 8	24, 770. 4	21, 594. 2	24, 829. 2	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由					
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☒ 評価対象外事項						
目的 妥当性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 達成していない						
			☒ 評価対象外事項						
目的 妥当性	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 可能性はない						
			☒ 評価対象外事項						
目的 妥当性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい	事業区分「法定受託事務」のため評価対象外					
			☐ 見直す必要がある						
			☒ 評価対象外事項						
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある	申請資料は概ねデータ処理をして事務の効率化を図っている。また，援助希望者への対応は個々の状況により異なるため相応に対処している。					
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☒ 可能性がない						
	有効性・ 効率性	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等					
				☐ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用					
				☐ I T 化等の業務プロセスの見直し					
				☐ 受益者負担の見直し					
				☐ 類似事業との統合・役割見直し	類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
				☐ 上記以外の方法		2		実施主体 (所管部署)	
				有効性・ 効率性	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある		
	☐ ない								

コード	3412	事務事業名称	就学生徒援助事業			所属名	学務課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			関係法令に従い事業を実施しているものであり、改廃することなく現在の事業を継続し、援助を実施することが必要である。		
		☐ 手法プロセスの改革・改善					
		☐ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
	☐ 廃止・休止						
☐ 事業完了							
☒ 現状のまま継続							
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			関係法令に従い事業を実施しているものであり、改廃することなく現在の事業を継続し、援助を実施することが必要である。	
			削 減	不 変	増 加		
	成 果	向 上	☐	☐	☐		
		不 変	☐	☒	☐		
		低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
「教育の機会均等」という目的の達成のために、様々な施策があり、本制度もその一端を担っているので、適切な対応や認定が求められている。	

所属長コメント	今後も事業を継続し，保護者の経済的負担減と制度の普及に努め，事業の充実を図りたい。	
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続	担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
	☐ その他	
	☐ 廃止・休止	
	☐ 事業完了	
	☒ 現状のまま継続	